

令和元年台風 19 号により被災された皆様へ

西日本プラスチック工業健康保険組合
理事長 山 田 浩

昨年の台風 19 号により被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、皆さまの安全と一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、保険医療機関等で受診された場合に支払う一部負担金等の徴収の猶予期間について、令和元年 10 月 18 日付の案内で令和 2 年 1 月末日までとしておりましたが、この度、厚生労働省保険局の要請により取扱期間を令和 2 年 3 月末日まで延長することとなりました。

なお、猶予された一部負担金は、後日同額を被保険者様に請求させていただきますので、ご了承願います。

記

保険医療機関等での一部負担金等の支払いについて（徴収の猶予）

被災された方々の保険医療機関等での一部負担金等の支払いについて、下記の要件をみたす方について、窓口で申告することで徴収が猶予されます。詳しくは各保険医療機関等へお問い合わせください。

＝対象者の要件＝

次の（１）及び（２）のいずれにも該当する者であること。

- （１）令和元年台風 19 号に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者
- （２）令和元年台風 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- 1. 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- 2. 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- 3. 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- 4. 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- 5. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

＝ 取扱いの期間＝

診療分及び調剤分の一部負担金等について、令和 2 年 1 月末日までの徴収を猶予

↓

令和 2 年 3 月末日まで延長

以上

【お問い合わせ先】

西日本プラスチック工業健康保険組合

TEL06-6263-0605